

# 山口県高等学校青少年赤十字協議会活動助成要綱

日本赤十字社山口県支部

施行 令和7年3月31日

## 1. 目的

本要綱に定める助成金（以下「助成金」という。）は山口県高等学校青少年赤十字協議会（以下「県高校協議会」という。）または地区高等学校青少年赤十字協議会（以下「地区高校協議会」という。）が実施する青少年赤十字活動に要する経費を助成することにより、青少年赤十字活動の活性化を促し、青少年赤十字実践目標『健康・安全、奉仕、国際理解・親善』及び態度目標『気づき、考え、実行する』に基づいた青少年赤十字メンバーの人格形成等を目的とする。

## 2. 助成金の種類及び助成上限額

### (1) 県高校協議会活動助成金

県高校協議会を運営するために必要な活動資金に対する助成金。

種類	助成上限額
県高校協議会活動助成金	300,000円

※新規活動を計画する場合は事前に支部との協議を行うものとする。

### (2) 地区高校協議会合同JRC活動助成金

地区高校協議会による合同JRC活動の実施に必要な経費に対する助成金。

助成項目	助成上限額
地区高校協議会合同JRC活動 助成金	参加校1校あたり 1日10,000円（年日数3日以内）

## 3. 助成金の申請手続き

助成を希望する高校協議会または地区高校協議会は、青少年赤十字活動助成金申請書（以下「申請書」という。）（別紙様式1）を日本赤十字社山口県支部事務局長宛に提出する。

## 4. 助成額の決定及び交付

日本赤十字社山口支部は、申請書の内容を審査し、適當と認めた場合は、助成額を決定し、交付する。

## 5. 活動報告及び決算報告

助成を受けた活動は、終了後速やかに青少年赤十字活動助成報告書及び決算報告書（別紙様式2）を日本赤十字社山口県支部事務局長宛に提出し、残金が生じた場合は当該の活動終了後、支部に返金する。

# 山口県高等学校青少年赤十字協議会に対する助成金運用要領について

1. この要領は、山口県高等学校青少年赤十字協議会（以下県高校協議会という。）の運営または地区高等学校青少年赤十字協議会（以下地区高校協議会という。）が企画運営する、合同青少年赤十字活動（各地区が合同で実施するトレーニング・センター〈地区トレセン〉、JRC研修会、親子ふれあい活動、環境美化活動、福祉施設でのボランティア活動、その他活動）に対する、活動費助成について必要項目を定めるものとする。
2. 助成金交付を希望する県高校協議会または地区高校協議会は、原則として活動日1ヵ月前までに青少年赤十字活動活動助成申請書（別紙様式1）を日本赤十字社山口県支部（以下「支部」という。）に提出する。
3. 提出された計画書を審査し、申請された活動が、青少年赤十字の実践目標である、
  - ① 健康・安全
  - ② 奉仕
  - ③ 国際理解・親善に沿った活動であり助成が適当と認められるものについて、活動費を助成する。
4. 助成を受けた活動については、終了後速やかに青少年赤十字活動助成報告書及び決算報告書（別紙様式2）を支部事務局長宛に提出する。  
なお、残金が生じた場合は活動終了後、支部に返金する。  
報告内容については支部が発行する機関誌や同ホームページ等に掲載し、赤十字の支援者に対して広く活動を周知する。
5. 本助成金の財源は、赤十字会員の会費及び県民からの寄付金によるため、青少年が赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、またいのちと健康を大切にし、豊かな人間性を育める活動に効果的に活用すること。  
活動中は青少年赤十字マークを表示（青少年赤十字旗・ワッペン等の着用）し、発信する。  
広報（学校だより、ホームページ等）への掲載、マスコミへの情報発信を行うなど保護者や地域等関係者へ、その活動が日本赤十字社山口県支部の助成を受けていることについて積極的に周知を行うこと。